

# 千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン

(第4期計画)

令和2年3月

千 葉 県

# ご あ い さ つ

ひとり親家庭は、経済的に厳しい状況に置かれている世帯が多く、さらに、世代間の貧困の連鎖なども大きな課題となっていることから、ひとり親家庭の親が、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立し、子どもが安心・安全に、また、心身とも健やかに成長できるよう、支援を充実させていくことが重要です。

そこで、県では、県内のひとり親家庭を対象に実施した調査結果を踏まえ、計画的に支援を実施していくため、「千葉県ひとり親家庭等 ふれあいサポートプラン」を策定しました。

本計画では、①ひとり親家庭を必要な支援に確実につなげる相談支援体制の整備、②子どもの学習支援の充実や安心・安全な居場所づくりの推進、③ひとり親家庭の親が、子ども及び自身の将来に向けて経済的に自立するための就業支援の推進を重点課題として、具体的、かつ、実効性のある取組みを進めていくこととしています。

本計画を通して、ひとり親家庭が抱える問題を地域全体で支援することにより、「現在から将来にわたり、全ての子どもが夢や希望を持てる千葉県」の実現を目指してまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、専門分野からの御意見や御提言をいただきました「千葉県社会福祉審議会 児童福祉専門分科会 母子・里親部会」の委員をはじめ、御協力いただきました関係者に厚くお礼申し上げます。

令和2年3月

千葉県知事 森田 健作

# 目 次

---

第1章	はじめに	
Ⅰ	計画策定の背景	1
Ⅱ	計画の趣旨と位置づけ	2
Ⅲ	計画の理念	2
Ⅳ	計画の期間	2
第2章	ひとり親家庭の現状	
Ⅰ	統計情報	3
1	ひとり親世帯数及びひとり親世帯になった理由の状況	3
2	児童扶養手当受給者数の推移	8
3	ひとり親家庭の相対的貧困率の推移	9
4	子育て・生活支援の現状	10
5	子どもの学習支援事業等の現状	13
6	ひとり親家庭の就労及び経済状況の現状	15
7	養育費・面会交流の現状	17
8	ひとり親家庭等への総合的な支援の現状	20
Ⅱ	第3期計画作成後の制度等の動向	22
第3章	県計画の重点課題	
1	基本的な考え方	23
2	重点課題	23
第4章	基本的施策	
Ⅰ	施策の柱	25
Ⅱ	基本的施策	26
1	子育て・生活支援	26
2	子どもの生活・学習支援	29
3	就業支援	30
4	養育費確保支援	33
5	経済的支援	34
6	支援体制の充実	35
第5章	計画の推進に向けて	
1	関係機関等の役割	38
2	進ちよく状況の把握と計画の修正	38
資料編		
資料1	「母子及び父子並びに寡婦福祉法」関係の改正の概要	41
資料2	ひとり親家庭への支援に関するニーズ調査の結果	42
資料3	主な支援策一覧	60
資料4	関係機関一覧	71
資料5	子どもの貧困対策に関する大綱	78

# 第1章 はじめに

## I 計画策定の背景

我が国は、先進国の中でも子どもの貧困率（※）が高く、国の調査によると平成27年の貧困率は13.9%であり、およそ7人に1人の子どもが貧困状態にあるといわれています。

とりわけ、ひとり親家庭は、生計の維持と子育てを同時に担うことから、就業や子育て、生活に関する様々な困難に直面する場合があります、社会的に不利な境遇に陥りやすい状況にあります。

先ほどの国の調査においても、ひとり親家庭の貧困率は50.8%と高い割合を占めています。

こうした状況は、子どもに大きな影響を与え、希望する進学や就職を諦めざるを得ないことや、成長する過程で負ってしまう精神的な負担により、自立が困難になるなど貧困の世代間連鎖を生んでしまうことが指摘されています。

このような中、国では子どもの貧困の連鎖を防止していくために、平成27年12月に子どもの貧困対策会議により「すくすくサポートプロジェクト（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）」を策定しました。

この計画は、就業による自立に向けた支援を基本とし、子育て・生活支援、学習支援などの総合的な取組を充実させることと併せ、ひとり親家庭を社会全体で応援する仕組みを構築するための計画となっています。

また、令和元年11月に新たな「子どもの貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定され、貧困の連鎖を断ち切り、全ての子どもが夢や希望を持てる社会を目指し、親の妊娠・出産期から子どもの社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築するとともに、支援が届いていない、または届きにくい子ども・家庭に配慮して対策を推進することが重要であるとの方針が掲げられたところです。

本県では、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（以下「法」という。）の理念のもと、平成17年3月に第1期「千葉県ひとり親家庭等ふれあいサポートプラン」を策定し、ひとり親家庭の福祉の向上を図ってきたところです。

第4期目となる本計画では、これまでの計画の理念を踏襲しつつ、新たな大綱の方針を踏まえ、ひとり親家庭が自立し、心身共に健康的に、いきいきと生活していくために、ひとり親の就労支援や、将来の自立を可能とするための子どもの学習支援、そして、ひとり親家庭が孤立しないよう、多様化する家族のあり方の一つとして地域全体で支援していく体制を整えることを重視して計画を策定しました。

※貧困率…低所得者の割合を示す指標。経済協力開発機構（OECD）の基準を用い、収入から税金などを差し引いた全世帯の可処分所得を1人当たりに換算して低い順に並べ、中央の額の半分に満たない人の割合を「相対的貧困率」としている

## II 計画の趣旨と位置づけ

本計画は法第12条の規定による自立促進計画とし、母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための基本的方向性を定めるものです。

また、県の総合計画をはじめとして、以下の計画との整合を図った計画とします。

- ・千葉県総合計画
- ・千葉県子ども・子育て支援プラン2020
- ・千葉県子どもの貧困対策推進計画

### 〈用語の説明〉

母子家庭・・・配偶者のない女子が20歳未満の児童を扶養している家庭（離婚、  
（母子世帯） 死別、未婚等）

父子家庭・・・配偶者のない男子が20歳未満の児童を扶養している家庭（離婚、  
（父子世帯） 死別、未婚等）

寡婦・・・配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母として20歳未満の  
児童を扶養していたことのあるもの

ひとり親家庭・・・母子家庭及び父子家庭

ひとり親家庭等・・・母子家庭、父子家庭及び寡婦

## III 計画の理念

本計画は、法と理念を同じくするものです。

法第2条では、

①児童がその置かれている環境にかかわらず、心身ともに健やかな育成と、その母子家庭等の親の健康で文化的な生活を保障すること。

②寡婦には、母子家庭等の親に準じて健康で文化的な生活が保障されること。

との理念が掲げられています。

本計画では、法の理念を踏まえ、子どもの権利と子どもの福祉に最大限の配慮をするとともに、ひとり親家庭等の誰もが、地域社会の一員として人権が尊重され、自立し、心身ともに健康で安心して生活できる社会づくりを目指します。

## IV 計画の期間

令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

## 第2章 ひとり親家庭の現状

### I 統計情報

#### 1 ひとり親世帯数及びひとり親世帯になった理由の状況

##### (1) ひとり親世帯数の状況

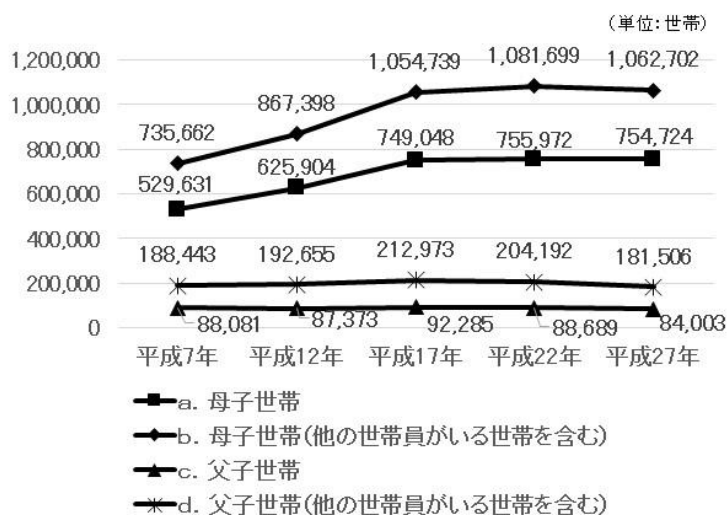
ひとり親世帯については、母子家庭においては、全国と本県ともに増加傾向にあり、単独母子世帯（※）は約7割と高い割合を占めています。

一方、父子家庭においては、全国と本県ともに横ばいであり、単独父子世帯は半数を下回っています。

※…ひとり親と子どものみで他の世帯員がない世帯を「単独ひとり親世帯」とし、その中でも母子世帯は「単独母子世帯」、父子世帯は「単独父子世帯」とします。

表1-① 全国のひとり親世帯数の推移（平成7年から平成27年の推移）

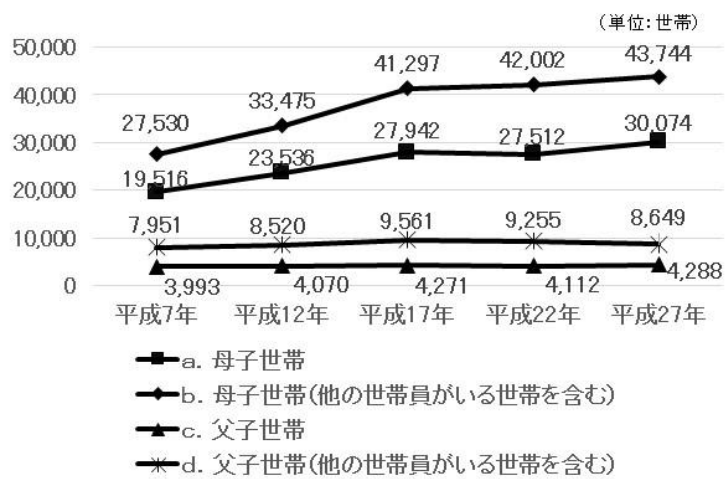
	一般世帯数	a. 母子世帯	b. 母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	単独母子世帯の割合 (a/b)	c. 父子世帯	d. 父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	単独父子世帯の割合 (c/d)	ひとり親世帯計(他の世帯員がいる世帯を含む)
平成7年	43,899,923	529,631	735,662	71.99%	88,081	188,443	46.74%	924,105
平成12年	46,782,383	625,904	867,398	72.16%	87,373	192,655	45.35%	1,060,053
平成17年	49,062,530	749,048	1,054,739	71.02%	92,285	212,973	43.33%	1,267,712
平成22年	51,842,307	755,972	1,081,699	69.89%	88,689	204,192	43.43%	1,285,891
平成27年	53,331,797	754,724	1,062,702	71.02%	84,003	181,506	46.28%	1,244,208



出典：総務省「国勢調査」

表1-② 千葉県の一ひとり親世帯数の推移（平成7年から平成27年の推移）

	一般世帯数	a. 母子世帯	b. 母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	単独母子世帯の割合 (a/b)	c. 父子世帯	d. 父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	単独父子世帯の割合 (c/d)	ひとり親世帯計(他の世帯員がいる世帯を含む)
平成7年	2,008,600	19,516	27,530	70.89%	3,993	7,951	50.22%	35,481
平成12年	2,164,117	23,536	33,475	70.31%	4,070	8,520	47.77%	41,995
平成17年	2,304,321	27,942	41,297	67.66%	4,271	9,561	44.67%	50,858
平成22年	2,512,441	27,512	42,002	65.50%	4,112	9,255	44.43%	51,257
平成27年	2,604,839	30,074	43,744	68.75%	4,288	8,649	49.58%	52,393



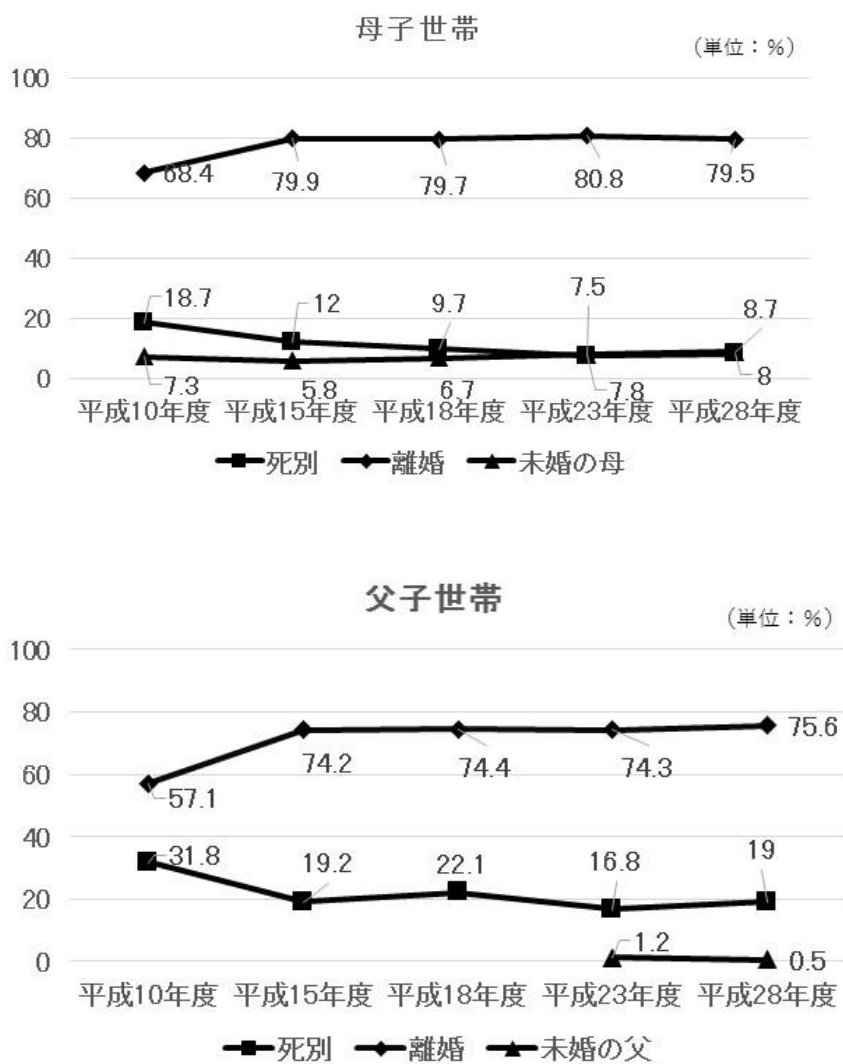
出典：総務省「国勢調査」

## (2) ひとり親世帯になった理由

ひとり親世帯になった理由については、母子世帯と父子世帯ともに離婚が7割を超える割合となっています。

また、母子家庭については、未婚の母の割合が増加傾向にあります。

表2 ひとり親世帯になった理由の推移



出典：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」



(3) 県内の単独のひとり親世帯の状況

平成27年の国勢調査の結果等から、県内市町村別のひとり親世帯数を見ると、次表のとおりとなります。

表3-① 千葉県内市町村別ひとり親世帯数（平成27年10月1日現在）

	a. 母子世帯	b. 母子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	単独母子世帯の割合 (a/b)	c. 父子世帯	d. 父子世帯(他の世帯員がいる世帯を含む)	単独父子世帯の割合 (c/d)	平成22年時点の単独母子世帯の割合	平成22年時点の単独父子世帯の割合
千葉市	5,325	6,998	76.09%	722	1,188	60.77%	72.95%	53.16%
銚子市	359	625	57.44%	38	140	27.14%	58.18%	30.41%
市川市	1,662	2,325	71.48%	276	447	61.74%	68.84%	47.68%
船橋市	2,745	3,797	72.29%	371	647	57.34%	69.64%	51.32%
館山市	263	463	56.80%	30	84	35.71%	57.23%	39.81%
木更津市	815	1,214	67.13%	113	258	43.80%	59.98%	41.28%
松戸市	2,452	3,273	74.92%	359	619	58.00%	70.42%	49.75%
野田市	986	1,411	69.88%	156	308	50.65%	68.16%	48.20%
茂原市	490	774	63.31%	68	152	44.74%	65.32%	40.20%
成田市	779	1,085	71.80%	75	166	45.18%	70.32%	41.38%
佐倉市	823	1,227	67.07%	109	246	44.31%	63.27%	45.14%
東金市	370	572	64.69%	47	134	35.07%	61.21%	40.32%
旭市	389	659	59.03%	46	151	30.46%	59.24%	24.24%
習志野市	699	937	74.60%	90	157	57.32%	70.58%	57.99%
柏市	1,779	2,559	69.52%	239	460	51.96%	65.63%	47.61%
勝浦市	52	113	46.02%	8	30	26.67%	45.28%	31.25%
市原市	1,494	2,219	67.33%	228	464	49.14%	62.88%	48.07%
流山市	760	1,050	72.38%	104	197	52.79%	65.34%	42.16%
八千代市	877	1,201	73.02%	121	213	56.81%	70.78%	53.58%
我孫子市	590	806	73.20%	82	151	54.30%	68.82%	50.00%
鴨川市	135	256	52.73%	22	49	44.90%	53.07%	32.26%
鎌ヶ谷市	520	755	68.87%	75	146	51.37%	65.27%	43.14%
君津市	521	828	62.92%	85	182	46.70%	62.12%	41.04%
富津市	181	379	47.76%	33	97	34.02%	43.13%	27.20%
浦安市	799	1,023	78.10%	93	157	59.24%	74.81%	58.24%
四街道市	430	608	70.72%	73	137	53.28%	67.76%	54.68%
袖ヶ浦市	353	518	68.15%	49	112	43.75%	68.95%	36.92%
八街市	456	723	63.07%	83	173	47.98%	63.24%	46.43%
印西市	275	466	59.01%	62	132	46.97%	58.97%	47.29%
白井市	302	432	69.91%	32	81	39.51%	63.52%	40.00%
富里市	298	491	60.69%	56	104	53.85%	56.16%	47.06%
南房総市	109	300	36.33%	15	72	20.83%	38.08%	28.74%
匝瑳市	127	250	50.80%	24	78	30.77%	53.90%	27.00%
香取市	334	635	52.60%	47	170	27.65%	51.22%	30.20%
山武市	284	477	59.54%	53	118	44.92%	51.05%	36.88%
いすみ市	149	268	55.60%	26	81	32.10%	50.00%	25.00%
大網白里市	212	381	55.64%	34	90	37.78%	53.41%	33.33%
酒々井町	116	173	67.05%	24	35	68.57%	67.84%	46.34%
栄町	83	164	50.61%	11	44	25.00%	46.58%	29.79%
神崎町	23	40	57.50%	3	11	27.27%	47.73%	35.29%
多古町	50	100	50.00%	12	32	37.50%	51.14%	24.32%
東庄町	33	106	31.13%	3	36	8.33%	34.21%	7.14%
九十九里町	78	136	57.35%	15	42	35.71%	55.56%	28.85%
芝山町	36	56	64.29%	6	24	25.00%	68.25%	29.63%
横芝光町	127	224	56.70%	19	60	31.67%	55.91%	27.42%
一宮町	81	109	74.31%	9	24	37.50%	61.80%	23.81%
睦沢町	10	42	23.81%	1	5	20.00%	28.00%	7.69%
長生村	62	123	50.41%	16	39	41.03%	54.21%	29.41%
白子町	35	84	41.67%	5	27	18.52%	32.89%	18.75%
長柄町	38	59	64.41%	6	16	37.50%	60.66%	30.43%
長南町	16	50	32.00%	3	19	15.79%	17.78%	33.33%
大多喜町	33	62	53.23%	4	17	23.53%	50.00%	0.00%
御宿町	33	62	53.23%	3	10	30.00%	52.54%	18.18%
鋸南町	26	56	46.43%	4	17	23.53%	37.50%	13.33%
千葉県合計	30,074	43,744	68.75%	4,288	8,649	49.58%	65.50%	44.43%

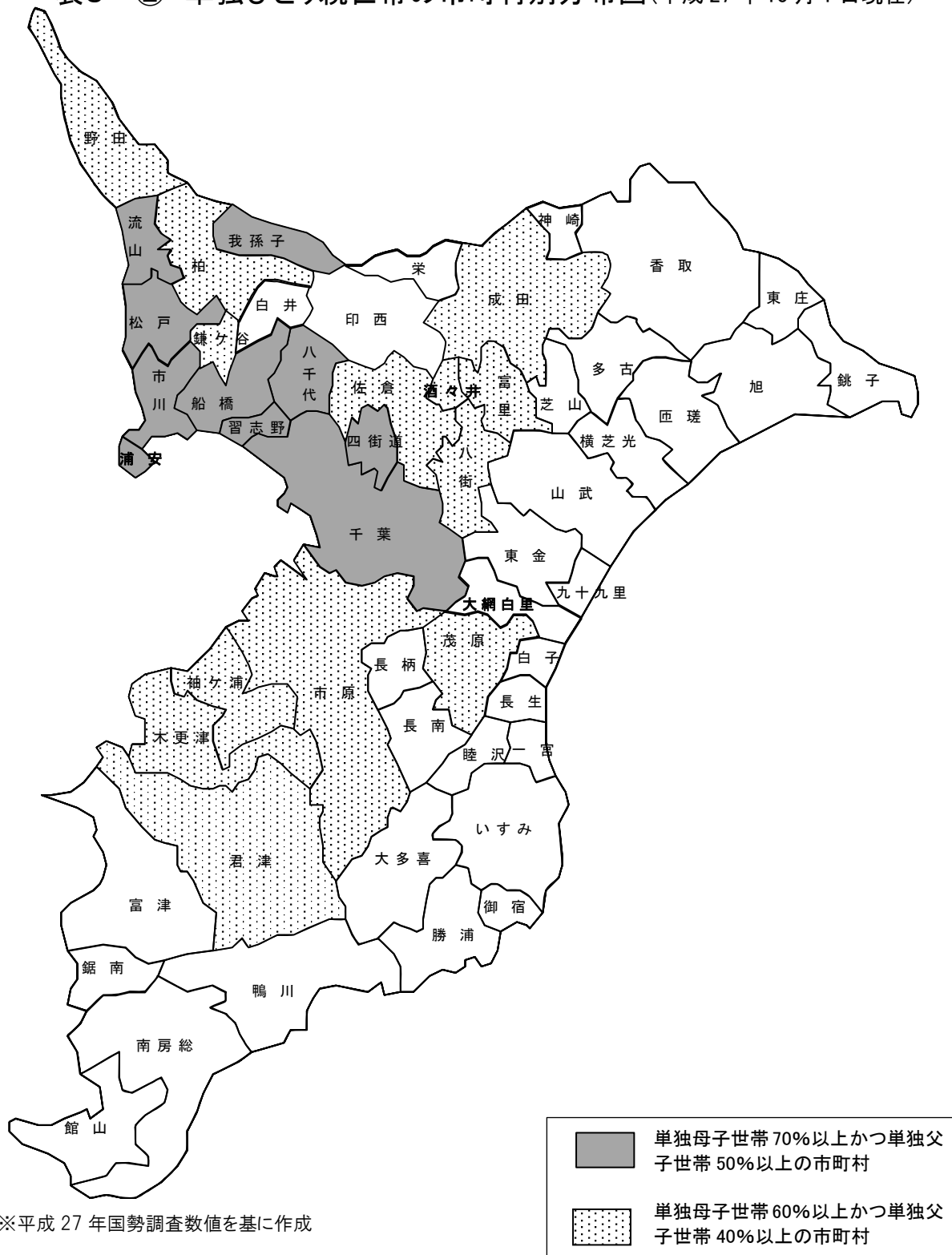
出典：平成27年及び平成22年国勢調査(ただし、単独母子家庭の割合及び単独父子家庭の割合は独自集計)

平成27年の単独ひとり親世帯割合の分布図です。

「単独母子世帯70%以上かつ単独父子世帯50%以上の市町村」は、10市であり前回調査の平成22年と比較すると6市増加しています。

また、単独ひとり親世帯は、千葉・東葛飾地域に集中しています。

表3-② 単独ひとり親世帯の市町村別分布図(平成27年10月1日現在)



※平成27年国勢調査数値を基に作成

## 2 児童扶養手当受給者数の推移

児童扶養手当受給者数については、本県では平成24年度、全国では平成25年度をピークに減少傾向にあります。

また、本県、全国ともに受給者に占める母子世帯の割合が9割を超えています。

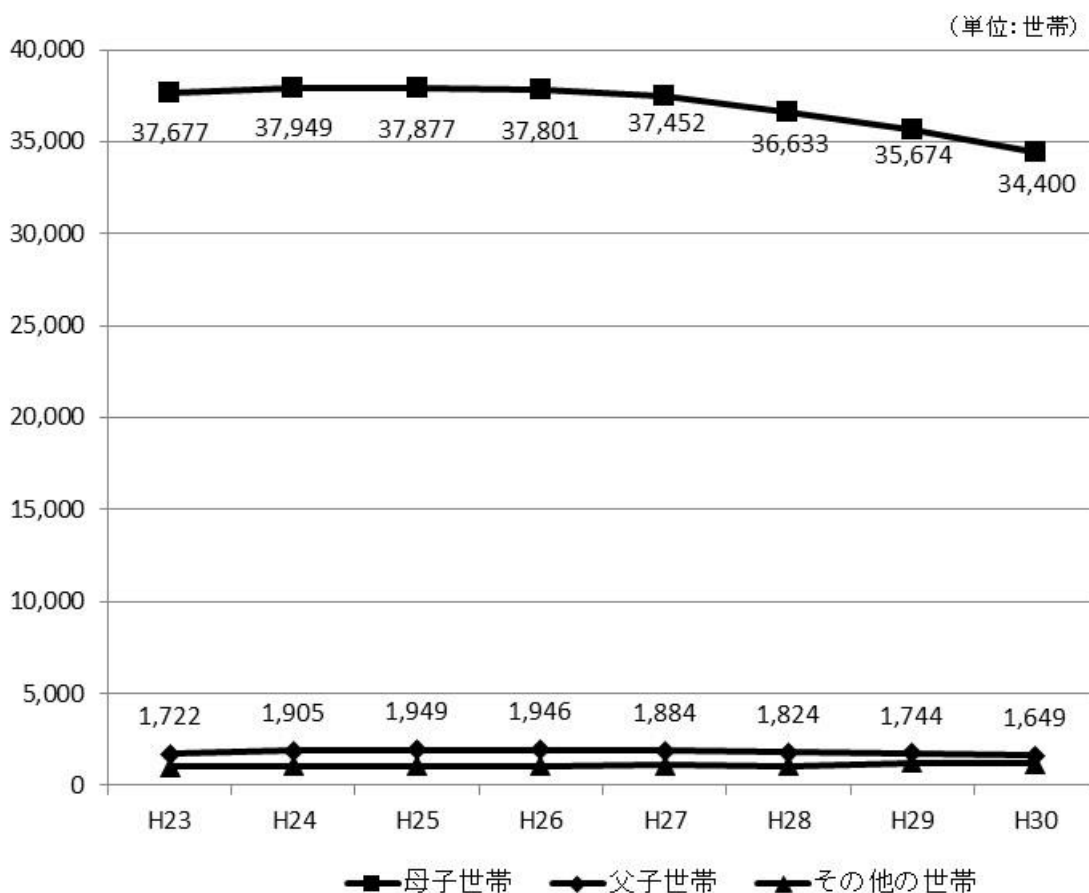
表4-① 児童扶養手当受給者数の推移（各年度12月現在）

（単位：世帯）

			H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	
母子世帯	生別	離婚	全国	901,198	910,251	909,459	894,972	877,482	853,009	823,361	793,057
			千葉	33,791	33,972	33,761	33,544	33,156	32,338	31,288	30,117
	その他	全国	1,565	1,638	1,773	1,802	1,768	1,773	1,626	1,642	
		千葉	46	42	65	68	72	87	81	73	
	死別	全国	8,775	8,609	8,256	7,908	7,673	7,258	6,774	6,325	
		千葉	470	455	454	465	452	413	402	366	
	未婚	全国	88,158	92,117	95,351	97,509	99,713	101,289	101,906	101,798	
		千葉	3,104	3,222	3,343	3,468	3,519	3,543	3,673	3,618	
	障害者	全国	4,120	4,829	5,121	5,275	5,388	5,250	5,059	4,925	
		千葉	88	94	97	108	106	111	104	110	
	遺棄	全国	3,496	3,264	3,023	2,683	2,455	2,235	2,029	1,818	
		千葉	178	164	157	148	147	141	126	116	
	受給者計	全国	1,007,312	1,020,708	1,022,983	1,010,149	994,479	970,814	940,755	909,565	
		千葉	37,677	37,949	37,877	37,801	37,452	36,633	35,674	34,400	
父子世帯	生別	離婚	全国	53,543	57,341	58,643	57,760	55,845	53,527	50,481	47,126
			千葉	1,502	1,654	1,699	1,694	1,643	1,582	1,520	1,447
	その他	全国	35	41	42	34	34	29	25	30	
		千葉	1	2	1	2	1	2	2	2	
	死別	全国	5,848	6,181	6,341	6,034	5,743	5,091	4,449	3,780	
		千葉	184	205	210	208	200	190	173	146	
	未婚	全国	536	594	615	642	677	665	667	664	
		千葉	7	10	10	11	10	16	14	17	
	障害者	全国	1,039	1,361	1,531	1,620	1,647	1,620	1,599	1,562	
		千葉	13	17	16	22	20	23	27	29	
	遺棄	全国	243	234	238	197	187	168	158	151	
		千葉	15	17	13	9	10	11	8	8	
	受給者計	全国	61,244	65,752	67,410	66,287	64,133	61,100	57,379	53,313	
		千葉	1,722	1,905	1,949	1,946	1,884	1,824	1,744	1,649	
その他の世帯	全国	31,211	32,313	33,329	33,793	34,408	33,888	34,177	33,757		
	千葉	1,038	1,086	1,057	1,050	1,106	1,081	1,237	1,202		
受給者合計	全国	1,099,767	1,118,773	1,123,722	1,110,229	1,093,020	1,065,802	1,032,311	996,635		
	千葉	40,437	40,940	40,883	40,797	40,442	39,538	38,655	37,251		

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

表4-② 千葉県（政令・中核市を含む）の児童扶養手当の受給者数の推移



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

### 3 ひとり親家庭の相対的貧困率の推移

相対的貧困率については、増減を繰り返しながら増加傾向にあります。また、子どもがいる現役世帯では、大人が一人の世帯の貧困率は常に50%を超えており、大人が二人以上の世帯と比較して約5倍となっています。

表5 貧困率の年次推移

(単位:%)

	平成 3年	6	9	12	15	18	21	24	27
相対的貧困率	13.5	13.8	14.6	15.3	14.9	15.7	16	16.1	15.7
子どもの貧困率	12.8	12.2	13.4	14.4	13.7	14.2	15.7	16.3	13.9
子どもがいる現役世帯	11.6	11.3	12.2	13	12.5	12.2	14.6	15.1	12.9
大人が一人	50.1	53.5	63.1	58.2	58.7	54.3	50.8	54.6	50.8
大人が二人以上	10.7	10.2	10.8	11.5	10.5	10.2	12.7	12.4	10.7

出典：厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

#### 4 子育て・生活支援の現状

子育て・生活に関してひとり親家庭等が利用できる支援としては、日中に働いている間に預ける保育所等、疾病や冠婚葬祭等の際に一時的に子どもを預けることができるひとり親家庭等日常生活支援事業（※1）や子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業等、家計管理等の講習会やひとり親家庭の交流や情報交換を行うひとり親家庭等生活支援事業（※2）等があります。

保育所等の利用定員については、年間5～9千人ずつ増加しており、それに伴って待機児童数は減少傾向にあります。（表6－①、表6－②）

ひとり親家庭等日常生活支援事業及びひとり親家庭等生活支援事業については、実施自治体数がそれぞれ6自治体と1自治体で横ばいとなっていますが、子育て短期支援事業、ファミリー・サポート・センター事業の実施自治体は増加傾向となっています。

（表7）

ひとり親世帯の住居の状況と全世帯の住居の状況を比較すると、特に母子世帯の持ち家率は低く、民間や公営を含めて賃貸住宅の利用率が高くなっています。（表8、表9）

※1…ひとり親の疾病、冠婚葬祭、仕事の残業時等に生活援助（家事等の提供）や子育て支援（保育サービス等の提供）等のサービスを提供する。（所得に応じて利用者の費用負担有）

※2…ひとり親家庭等の生活を向上させるための事業で、家計管理や育児等の講習会開催等を行う「家計管理・生活支援講習会等事業」、ひとり親家庭の交流や情報交換を実施する場を設ける「情報交換事業」等を実施する。

表6-① 千葉県内の保育所等の利用定員の推移(各年4月1日)(政令・中核市を含む)



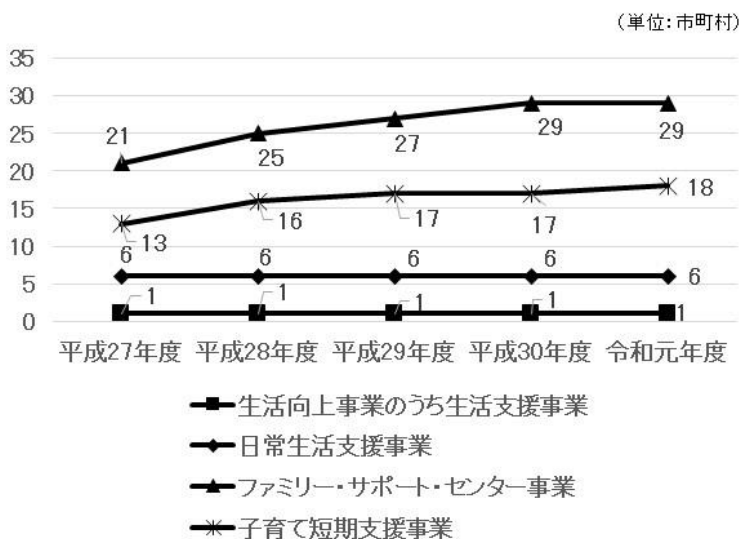
出典：千葉県健康福祉部子育て支援課

表6-② 千葉県内の保育所待機児童数の推移(各年4月1日)(政令・中核市を含む)



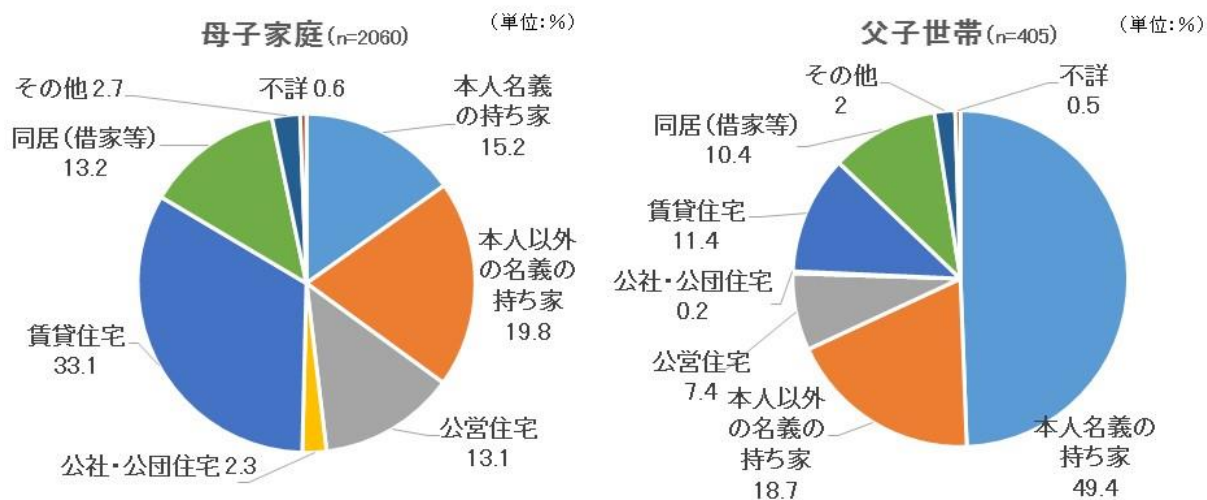
出典：千葉県健康福祉部子育て支援課

表7 千葉県内の子育て関連事業実施市町村数の推移(政令・中核市を除く)



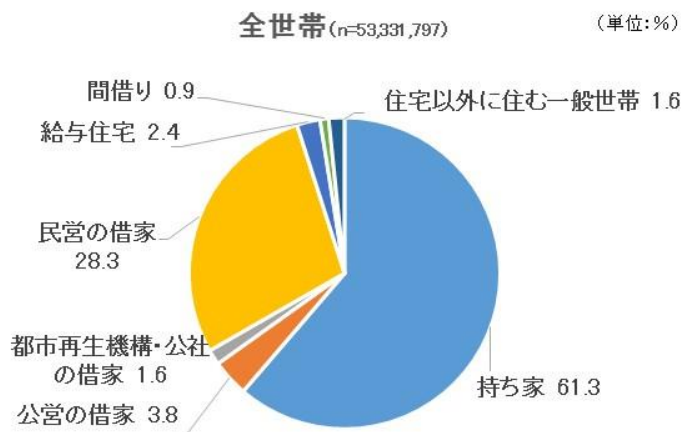
出典：千葉県健康福祉部児童家庭課・子育て支援課

表8 ひとり親世帯の住居の状況



出典：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

表9 日本の住居の種類・住宅の所有の状況



出典：総務省「平成27年国勢調査」

## 5 子どもの学習支援事業等の現状

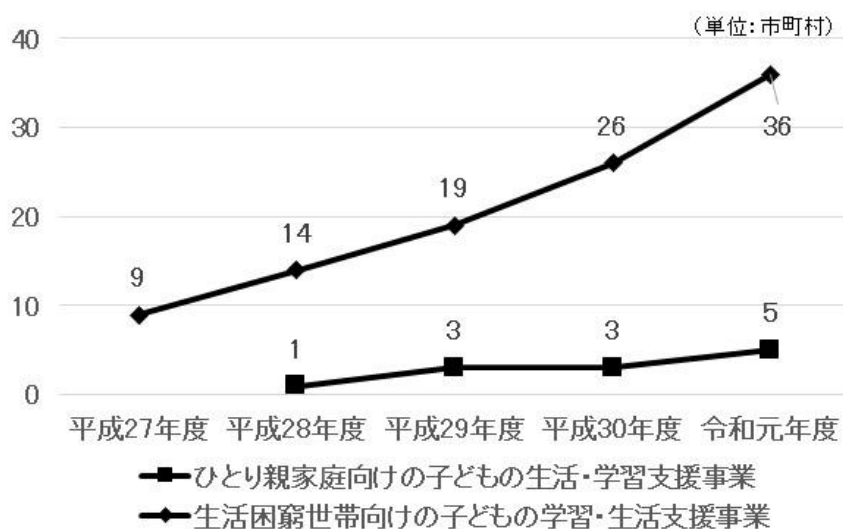
子どもの学習支援又は子どもを学校等が終わった後に預かる事業としては、ひとり親家庭向けの「子どもの生活・学習支援事業」、生活困窮世帯向けの「子どもの学習・生活支援事業」の他に「放課後子供教室」、「放課後児童クラブ」があります。

生活困窮世帯向けの「子どもの学習・生活支援事業」は福祉事務所を設置していない町村部において、県が事業実施区域の拡大を実施したことなどから、実施自治体数が年々増加しており、ひとり親家庭向けの「子どもの生活・学習支援事業」も少しずつではありますが、増加しています。(表10)

また、放課後子供教室、放課後児童クラブともに、実施数は増加傾向となっています。(表11)

ひとり親と子どものいる世帯の有業の夫・妻の帰宅時間と比較すると、母子世帯のひとり親が午後6時までに帰宅する割合は34.7%、午後6～8時に帰宅する割合は43.3%となっている一方、子どものいる世帯の有業の妻が午後6時以前に帰宅する割合は69.7%、午後6時を超え午後8時までに帰宅する割合は21.5%となっており、母子世帯のひとり親の方が帰宅が遅い傾向があります。一方、父子世帯のひとり親と子どものいる世帯の有業の夫には、それほどの違いは見られませんでした。(表12、表13)

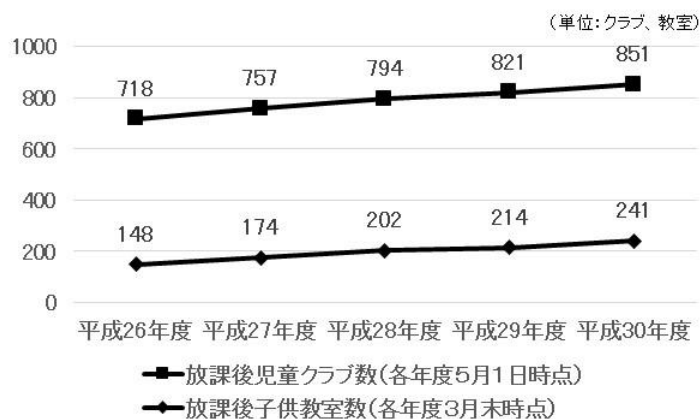
表10 子どもの学習支援事業等の実施市町村数の推移(政令・中核市を除く)



出典：千葉県健康福祉部健康福祉指導課・児童家庭課

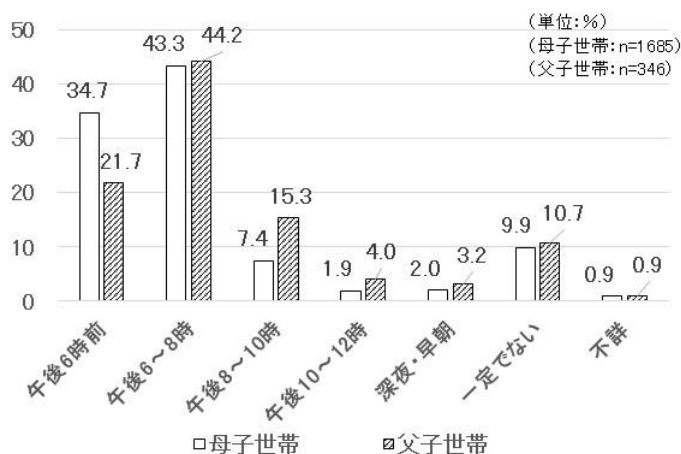


表 1 1 放課後子供教室、放課後児童クラブの実施数の推移（政令・中核市を除く）



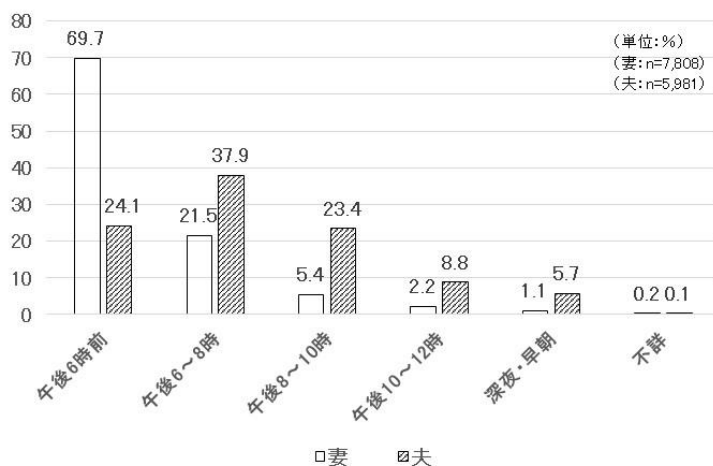
出典：厚生労働省「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の実施状況調査  
千葉県教育庁教育振興部生涯学習課

表 1 2 ひとり親世帯の親の帰宅時間



出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

表 1 3 子どものいる世帯の有業の夫・妻の平日の帰宅時間

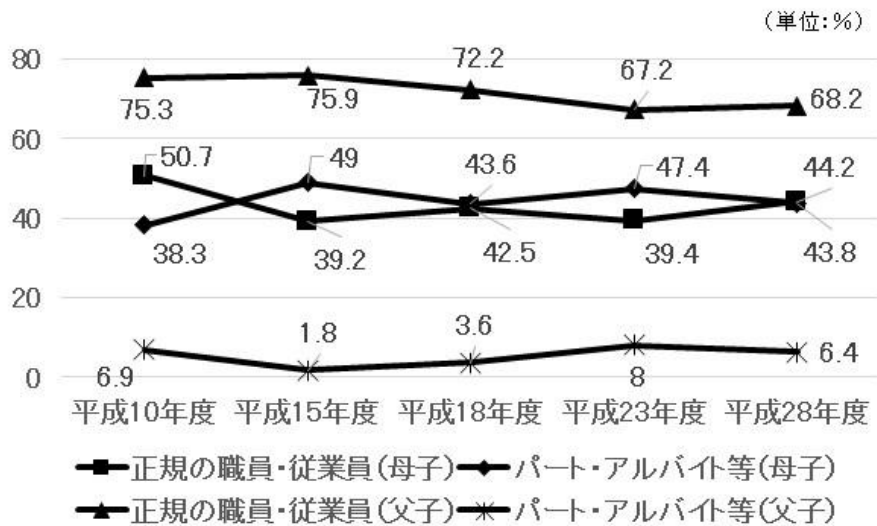


出典：総務省「平成 28 年社会生活基本調査」

## 6 ひとり親家庭の就労及び経済状況の現状

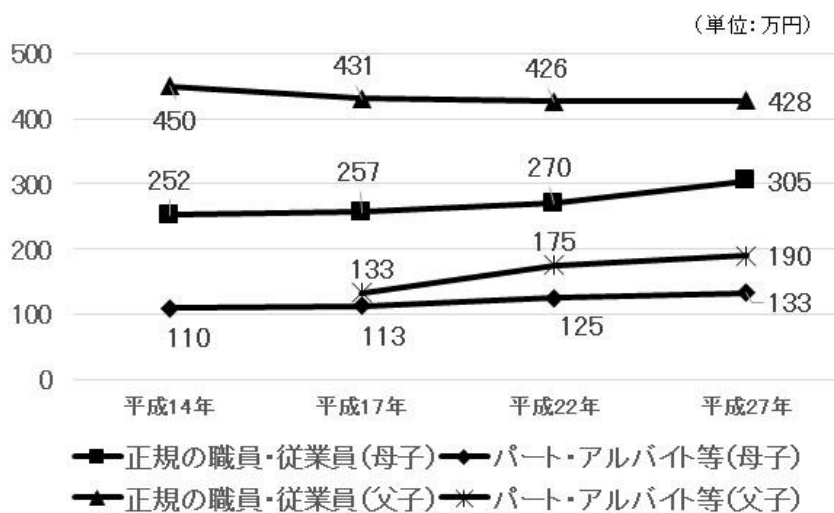
ひとり親家庭では、家計をひとりで担わなければならない一方で、従業上の地位は、特に母子世帯の母ではパート・アルバイトとしての割合が40%前後となっており、その平均年間就労収入は、133万円となっています。また、母子世帯の年間平均収入金額は、全世帯の平均所得金額を大幅に下回っています。(表14、表15、表16)

表14 就業しているひとり親の従業上の地位の割合の推移



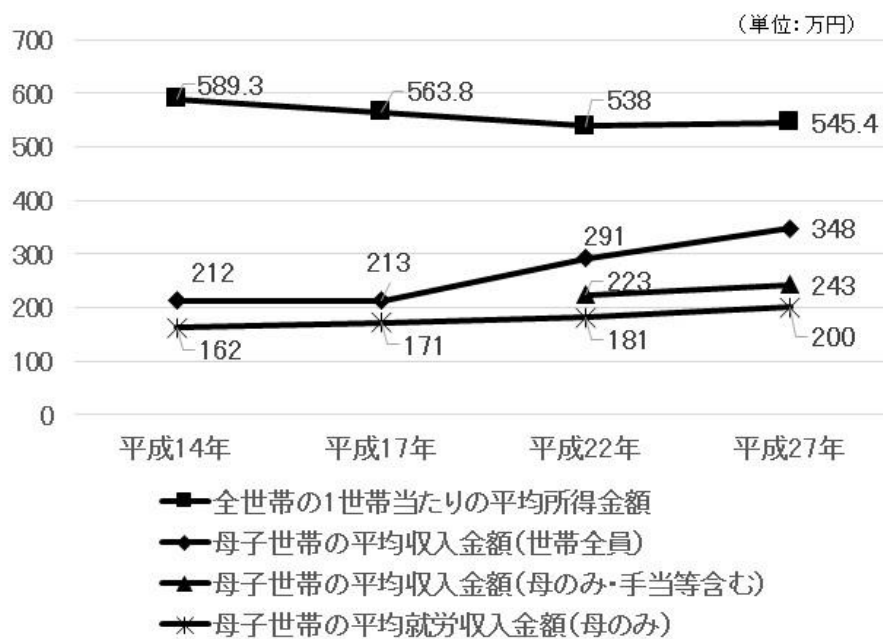
出典：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」

表15 就業地位別の平均年間就労収入の推移



出典：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」

表16 母子世帯の平均収入金額の推移



出典：厚生労働省「国民生活基礎調査」及び「全国ひとり親世帯等調査」

## 7 養育費・面会交流の現状

養育費については、半数以上のひとり親家庭で取り決めがなされておらず、また、養育費を受けている家庭は25%を下回っています。(表17) 取り決めをしていない理由としては、相手と関わりたくない、相手に支払う能力がないと思ったとの回答が母子世帯・父子世帯ともに多くなっています。(表18)

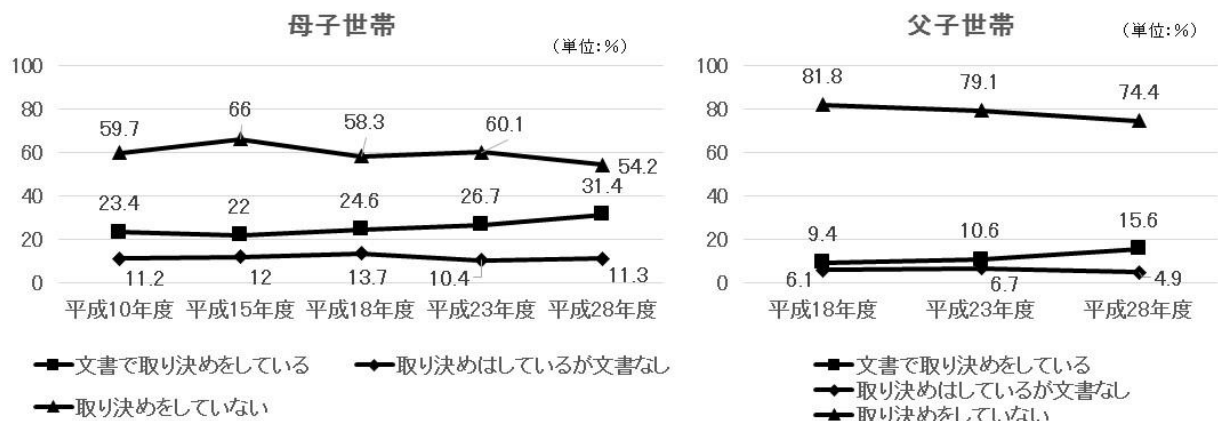
平成24年度に民法の改正が行われ、親子の面会交流や子の監護に要する費用分担等について条文上に明示されたことも影響し、取り決めをしている割合や受給している割合も増加傾向にあります。ただし、まだまだ低いのが現状です。(表19)

面会交流については、約7割のひとり親家庭で取り決めがなされておらず、現在も実施しているのは母子世帯では約3割、父子世帯では約4割となっています。(表20)

取り決めをしていない理由としては、相手と関わり合いたくない、取り決めをしなくても交流できるとの回答が母子世帯・父子世帯ともに多くなっています。(表21)

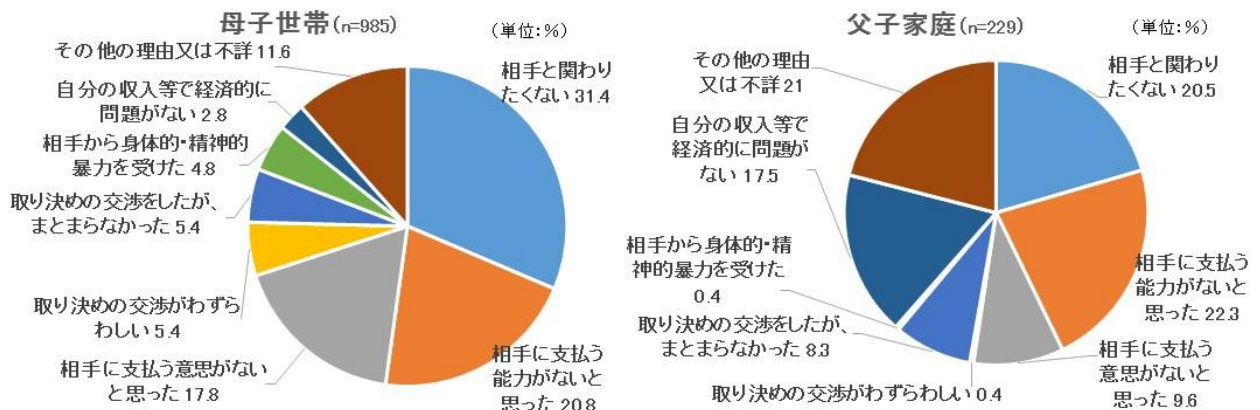
面会交流の取り決めをしている割合や実施している割合は増加しています。(表22)

表17 養育費の取り決め状況の推移



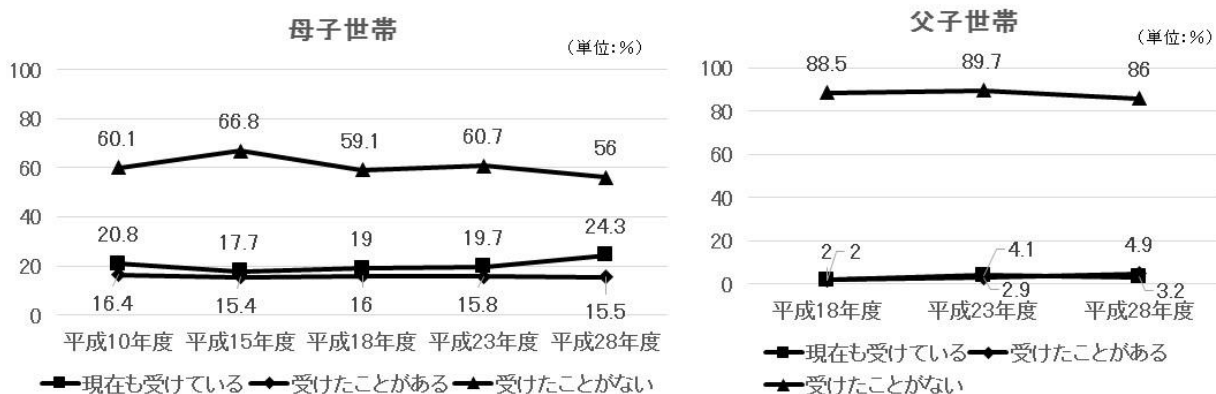
出典：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」

表18 養育費の取り決めをしていない理由（最も大きな理由）



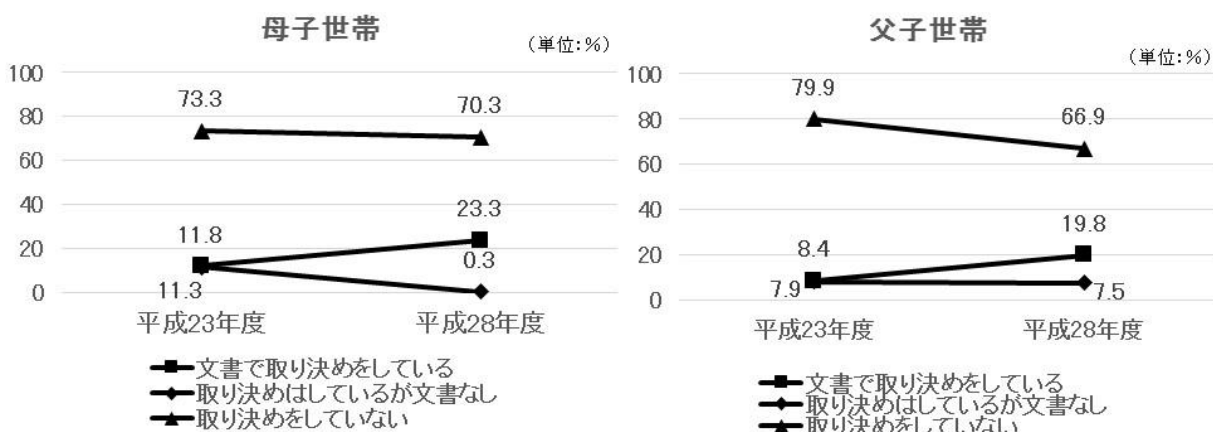
出典：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

表 1 9 養育費の受給状況の推移



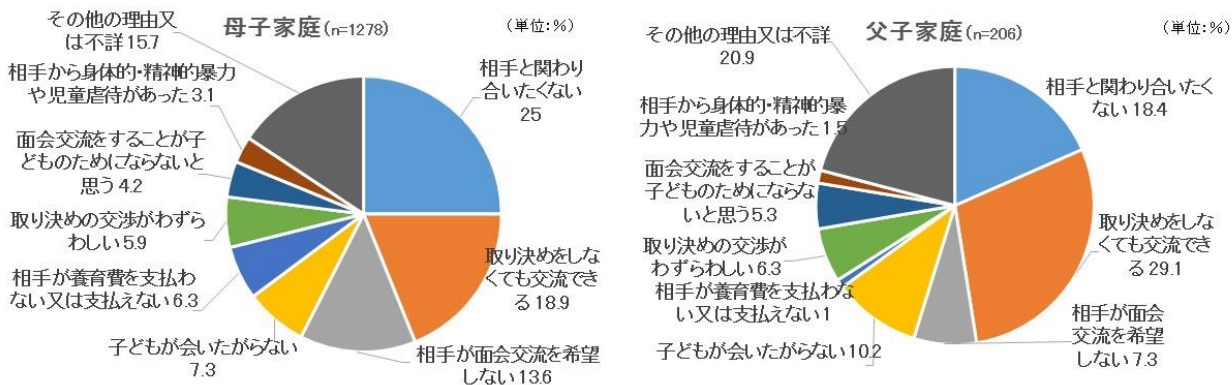
出典：厚生労働省「全国ひとり親世帯等調査」

表 2 0 面会交流の取り決め状況の推移



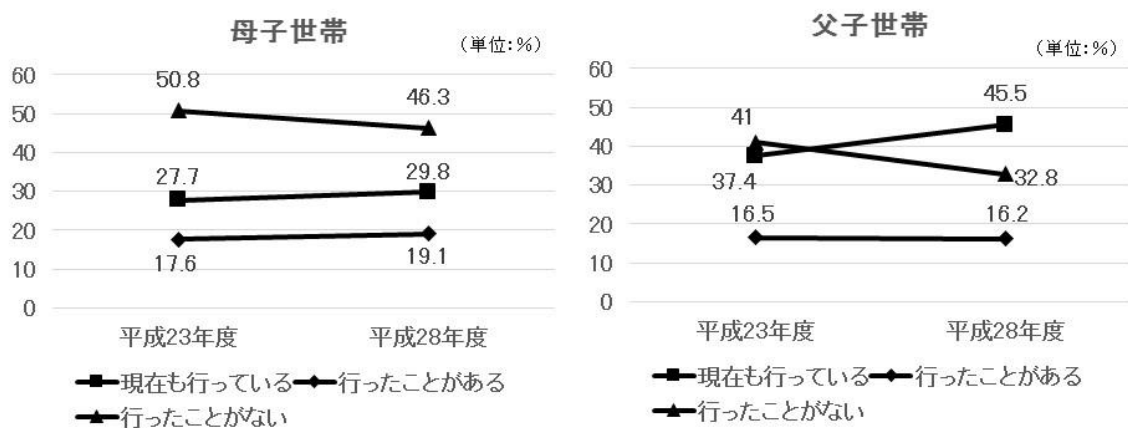
出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

表 2 1 面会交流の取り決めをしていない理由 (最も大きな理由)



出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

表 2 2 面会交流の実施状況の推移



出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

## 8 ひとり親家庭等への総合的な支援の現状

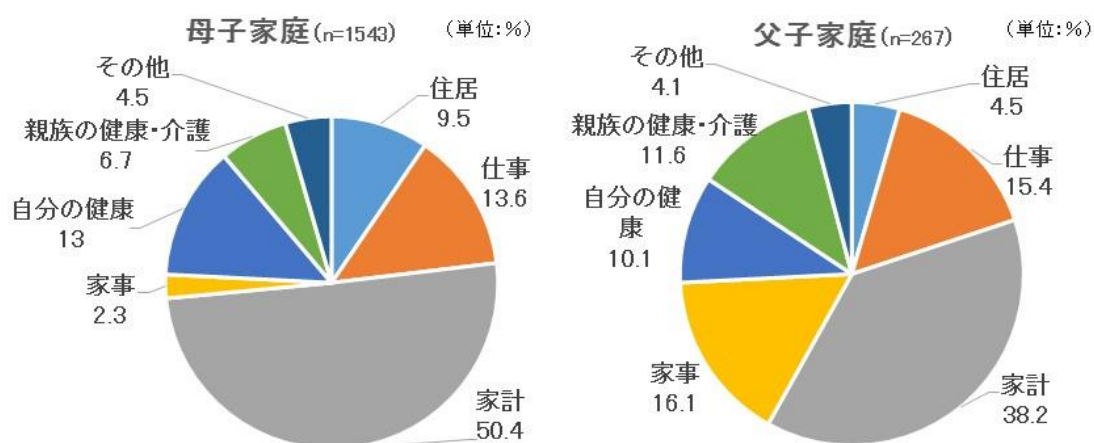
ひとり親本人の悩みとしては、「家計」と回答した割合が最も多くなっており、その相談相手は60%以上が親族となっています。(表23、表24、表25)

一方で、公的制度等の利用については、ハローワークと市区町村福祉窓口以外の支援施策は8割以上のひとり親が利用したことがないという結果となっています。(表26)

中核地域生活支援センター(※)の相談者のうち、ひとり親世帯の者は、少しずつですが増加しています。(表27)

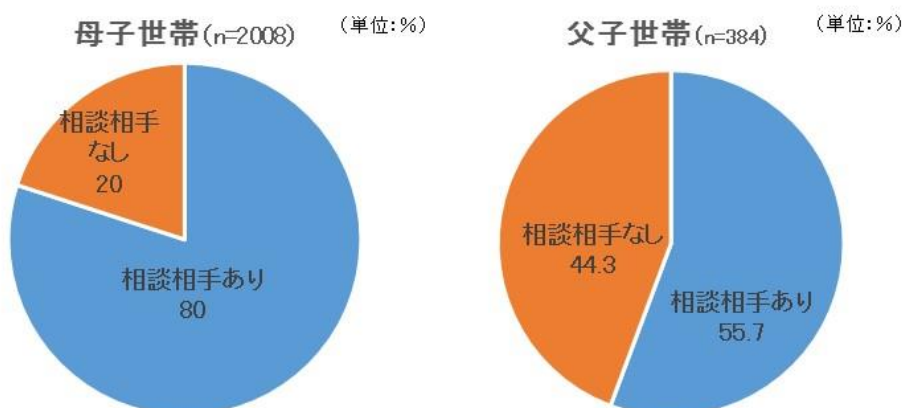
※…子ども、障害者、高齢者等誰もが、ありのままにその人らしく、地域で暮らすことができる地域社会を実現するため、多様な相談に対して、24時間365日体制で総合的、広域的、高度な専門性をもった寄り添い支援を行う千葉県独自の福祉の総合相談支援機関。

表23 ひとり親本人が困っていることの内訳 (最も困っていること)



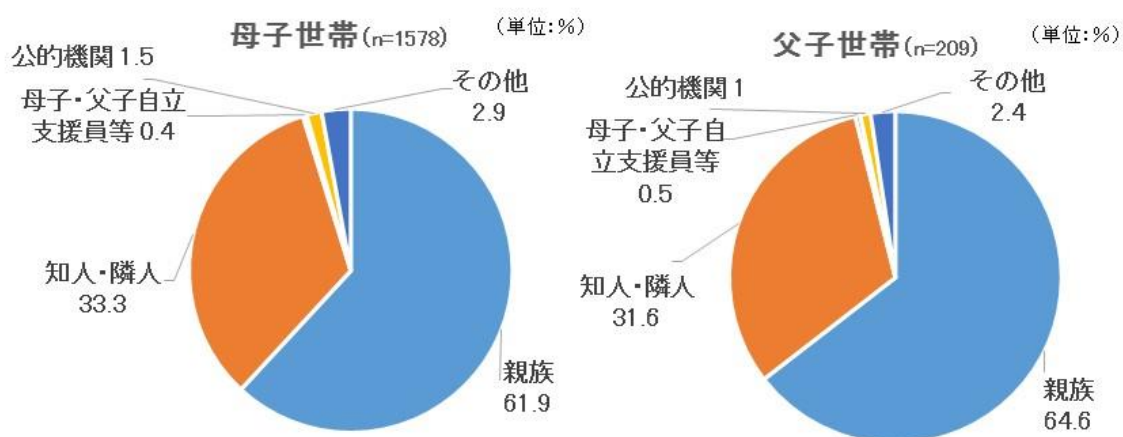
出典：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

表24 ひとり親の相談相手の有無



出典：厚生労働省「平成28年度全国ひとり親世帯等調査」

表 2 5 相談相手の内訳



出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

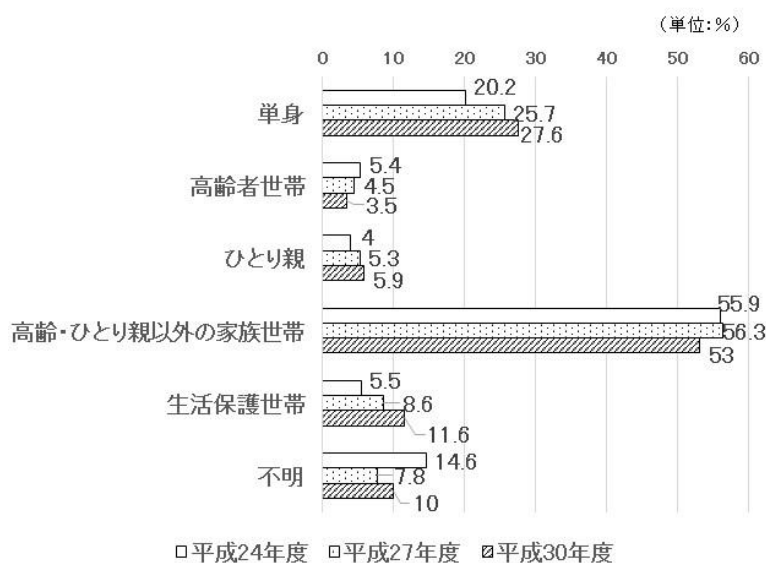
表 2 6 ひとり親の福祉関係の公的制度等の利用状況（一部抜粋）

(単位: %)

		公共職業安定所 (ハローワーク)	市区町村福祉関係窓口	福祉事務所	民生・児童委員	児童相談所・児童家庭支援センター	母子・父子自立支援員	自立支援教育訓練給付金事業	高等職業訓練促進給付金事業	ひとり親家庭等日常生活支援事業
母子世帯	利用している又は利用したことがある	68.5	49.9	21.4	19	15.2	4	5	3.2	1.9
	利用したことがない	31.5	50.1	78.6	81	84.8	96	95.1	96.9	98.1
父子世帯	利用している又は利用したことがある	45.5	33	13.3	11.3	11.5	2.3	2.9	1.6	2.3
	利用したことがない	54.5	67	86.7	88.7	88.5	97.7	97.1	98.4	97.7

出典：厚生労働省「平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査」

表 2 7 中核地域生活支援センターの相談者の世帯別の状況



出典：中核地域生活支援センター活動白書 2 0 1 8



## II 第3期計画作成後の制度等の動向

第3期計画作成時（平成27年8月）以降、以下のとおりひとり親家庭等に係る法制度の改正等がありました。

「すくすくサポート・プロジェクト」が平成27年12月に決定され、平成28年度から子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）や児童扶養手当の加算額の増額が実施され、その後も児童扶養手当の支給回数の見直し、高等職業訓練促進給付金の支給期間の延長等が実施されるなど、ひとり親家庭への支援施策の改善が続いています。

また、国民生活基礎調査においてひとり親家庭の半数以上が貧困とされる中で、子どもの貧困が注目されており、令和元年度に、子どもの貧困対策の推進に関する法律が改正されるとともに、新たな「子どもの貧困対策に関する大綱」が閣議決定されました。

- 「すくすくサポート・プロジェクト」（すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト）策定（平成27年12月決定）  
すくすくサポート・プロジェクトの中でひとり親家庭等の自立支援の充実を図るため「ひとり親家庭・多子世帯等自立支援プロジェクト」を策定。
- 児童扶養手当法の改正（平成28年8月施行）  
第2子加算額及び第3子以降加算額を増額
- 母子及び父子並びに寡婦福祉法の改正（平成29年4月施行）  
母子・父子自立支援員について、非常勤を原則とする旨を削除
- 「子どもの貧困対策の推進に関する法律」改正（令和元年9月施行）  
目的・基本理念の充実や大綱の記載事項の拡大とともに市町村の貧困対策計画策定を努力義務とする規定が盛り込まれた。
- 新たな「子どもの貧困対策に関する大綱」決定（令和元年11月）  
法律改正を踏まえ、子どものライフステージに応じて早期に課題を把握することや評価指標の拡充が盛り込まれた
- 児童扶養手当法の改正（令和元年11月施行）  
児童扶養手当の支払回数の見直し（年3回⇒年6回）（令和元年度は5回）

## 第3章 県計画の重点課題

### 1 基本的な考え方

計画の理念を踏まえ、取組の方向性の基本的な考え方を以下のとおりとします。

- ① 子育てに関する悩みを地域社会で共有し、相互に協力し合うことで、親子ともに余暇を楽しめる豊かな生活が送れるように地域ネットワークの構築を目指します。また、相談内容は多岐にわたるため、支援に携わる者の資質を向上し、相談支援体制の充実を図ります。
- ② 将来を担う子どもが、個々の家庭の事情によらず、夢や希望をもち、将来に向かって挑戦できるよう、子どもの権利や福祉に最大限配慮した学習支援の充実や安心・安全な居場所づくりを推進します。
- ③ ひとり親家庭の親が、子どもと自身の将来を見据えて、ライフステージに応じた経済的な自立ができるよう、転職や就職の推進と併せ、就業に有利な資格取得を推進します。

### 2 重点課題

#### (1) ひとり親家庭を必要な支援に確実につなげる相談支援体制の整備

##### 【具体的な課題】

○ひとり親家庭の親は、仕事や子育てが忙しく、地域とのつながりが希薄なことから、必要な支援情報を入手することが難しく、また、支援員に相談する時間的な余裕もないことから、必要な支援が受けられないことがあります。

##### 【取組の方向性】

○ひとり親家庭の問題を、地域の課題として解決するため、支援機関、市町村、県などの関係機関が連携し、役割の明確化や情報の共有を図り、必要な支援につなげる体制を整備します。

#### (2) 子どもの学習支援の充実や安心・安全な居場所づくりの推進

##### 【具体的な課題】

○ひとり親家庭の子どもは、経済的な理由により、塾等に通う余裕がなく、学校以外での学習の機会に乏しいことがあります。また、子どもだけの時間が長く、親と接する時間の減少や孤食などにつながり、精神的に子どもの健やかな成長を妨げる要因となっていることから、子どもの学習支援と併せて、安心・安全な居場所の確保が重要です。

**【取組の方向性】**

- 子どもの学習支援については、実施市町村の拡大とともに、ひとり親家庭の子どもが参加しやすいよう、生活困窮世帯向けの子どもの学習・生活支援事業などの他制度と連携した事業を実施していきます。
- 放課後の子どもの体験活動の場の提供など、子どもの安心・安全な居場所づくりを推進します。

(3) ひとり親家庭の親が、子ども及び自身の将来に向けて経済的に自立するための就業支援の推進

**【具体的な課題】**

- ひとり親家庭の貧困率は、常に50%を超える厳しい状況にありながらも、仕事と子育てを両立する必要があります。  
特に働いている母子家庭の母の約半数は、パート・アルバイトであり、不安定な雇用形態となっています。  
一方で、仕事と育児が忙しく、子どもと自身の将来を見据えたキャリアプランを考える余裕がなく、子どもの成長に伴い、経済的に困窮する家庭が多く見られます。

**【取組の方向性】**

- ひとり親家庭の親の就業支援にあたっては、収入面のみならず、ワーク・ライフ・バランスを確保できる労働環境に配慮した支援をします。
- 経済的な自立を促進するにあたり、ひとり親家庭の親が、子どもと自身の将来設計を考えてもらえるよう支援するとともに、就職に有利な資格取得のための事業を実施します。

## 第4章 基本的施策

### I 施策の柱

本計画では、第3章の県計画の重点課題を踏まえ、6つの施策の柱で構成します。

1	子育て・生活支援	<ul style="list-style-type: none"><li>●家事、育児等の生活に関する援助の推進</li><li>●保育所等の利用に係る優先的な配慮</li><li>●公営住宅等の優先的な入居の推進</li></ul>
2	子どもの生活・学習支援	<ul style="list-style-type: none"><li>●子どもの学習支援の推進</li><li>●生活習慣・家庭教育支援の普及啓発</li></ul>
3	就業支援	<ul style="list-style-type: none"><li>●就労支援の推進</li><li>●就職に有利かつ実践的な資格取得の推進</li><li>●個々のニーズや生活状況に応じた就業支援メニューの提供</li></ul>
4	養育費確保支援	<ul style="list-style-type: none"><li>●養育費確保のための相談支援の実施</li><li>●養育費取得の必要性の普及啓発</li><li>●面会交流支援の実施</li></ul>
5	経済的支援	<ul style="list-style-type: none"><li>●児童扶養手当制度の確実な実施</li><li>●福祉資金貸付制度の周知</li><li>●ひとり親の医療費助成</li></ul>
6	支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"><li>●地域の支援団体と連携したひとり親家庭等の支援</li><li>●ひとり親家庭等に寄り添う切れ目のない相談体制の充実</li><li>●ひとり親家庭向けの各支援施策の普及啓発</li><li>●各関係機関と連携した特別な支援を要するひとり親家庭への支援</li></ul>

## Ⅱ 基本的施策

### 1 子育て・生活支援

#### (1) 家事、育児等の生活に関する援助の推進

##### 【現状と課題】

ひとり親家庭では、生活の維持と子育てを同時に行わなければならないことから、日中働いている時間や、病気に罹患したときなど、子どもの面倒を見ることができない場合が多くあります。また、仕事や子育てに追われているひとり親は、自身の健康や、余暇の取得も含めたワーク・ライフ・バランスを考える余裕がないことに加え、地域社会とのつながりが希薄なことから、子育てや生活に関する情報を入手しづらい等の問題を抱えています。

県では、ひとり親が子どもを預けながら心身の健康面や生活面においても安心して働けるように、保育、育児に関連する事業を推進するよう各市町村に対し働きかける必要があります。

また、孤立してしまいがちなひとり親家庭への支援として、ひとり親家庭同士が支援情報の共有や、子育て、生活に関する知識を共有する機会を得るための場を提供することと併せ、母子等が心身共に健康に生活することにより、虐待リスクの軽減に資するためにも、母子保健事業との連携を図る必要があります。

##### 【取組の方向性】

①病気や怪我、急な生活環境の変化等により一時的に生活援助、保育が必要な場合は、子どもを一時的に預かる事業や日常生活の支援を行う事業を推進します。

②保育所等を常時利用しない場合において、一時的に家庭での養育が困難となった場合や、育児疲れ等による心身の負担を軽減するため、保育所や認定子ども園等で一時的に預かり保育を行う事業を推進します。

③ひとり親家庭の生活に関する悩みを解消するため、相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、ひとり親家庭同士の交流を図ることなどを目的とした事業の実施を推進します。

④ひとり親家庭の支援を地域社会で解決できるよう、乳幼児や小学生等の児童を子育てしている主婦等がお互いに援助し合う活動を促進する事業を推進します。

⑤妊娠から子育てにわたり切れ目のない支援をする子育て世代包括支援センターは、必要に応じて、支援プランの作成を行うなど、母子等の健康増進に効果的であるため、緊密な連携と併せ、その活用について推進します。

## (2) 保育所等の優先的な利用にかかる配慮

### 【現状と課題】

働きながら育児をするひとり親にとって、子どもの保育所等への入所は欠かすことのできないものですが、いまだに待機児童の解消には至っていない状況です。

ひとり親世帯については、市町村が保育所等の利用を調整するに際し、利用の必要性の高いものとして、優先的に配慮することが求められています。

### 【取組の方向性】

○ひとり親家庭の親が就業しやすい環境を整えるため、市町村が、保育所等の利用を調整するに際して、優先的に扱われるよう配慮を促します。

## (3) 公営住宅の優先的な入居の推進

### 【現状と課題】

ひとり親家庭は、世帯収入が低いことに加え、生活に要する支出のうち、住居費などの固定費の割合が高い等の理由により、生活が困窮している場合があります。

こうした要因により、経済的な問題を抱えるひとり親家庭については、公営住宅へ入居することにより、住居費の軽減が図れることから、ひとり親家庭へ公営住宅の入居制度の周知を図るとともに、優先的な入居の実施を推進していく必要があります。

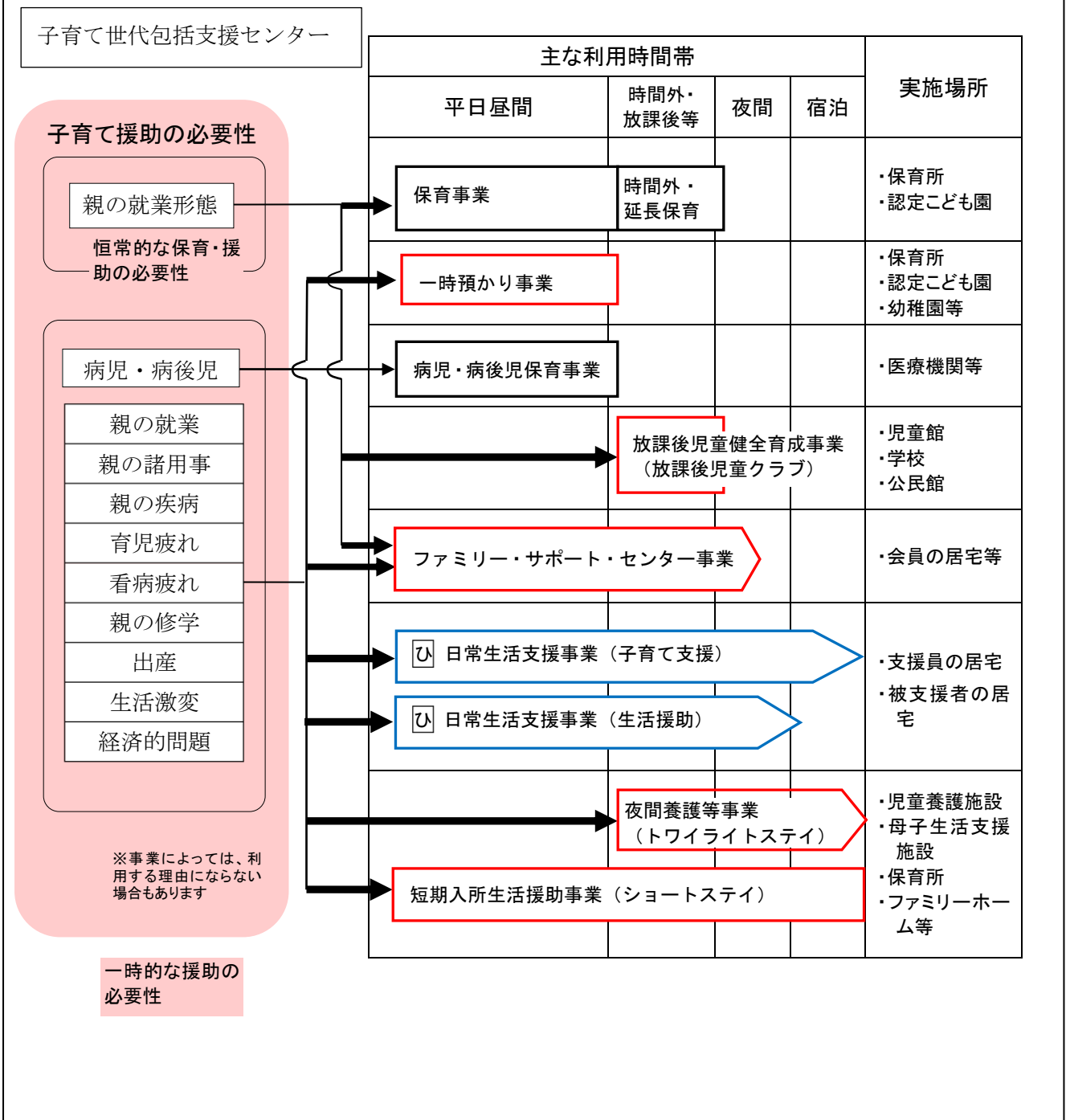
### 【取組の方向性】

○ひとり親家庭へ公営住宅の入居制度を広く周知し、応募を促すとともに、公営住宅を運営している県内の事業主体に、ひとり親家庭の優先的な入居の実施を働きかけます。

### 【施策推進の目標】

項目	対応する取組の方向性	平成30年度実績	数値等目標
日常生活支援事業実施市町村数 ＜児童家庭課＞	(1) ①・③	6市	10市
子育て短期支援事業実施市町村数 ＜児童家庭課＞	(1) ②	17市	23市
ファミリー・サポート・センター設置市町村数 ＜子育て支援課＞ 【参考指標】	(1) ④	32市町 (政令市・中核市を含む)	34市町 (政令市・中核市を含む)

## 主な子育て・生活支援事業関連図



- ・太矢印 **➡** は、入所や利用にあたって、ひとり親家庭の優先的配慮が法令上規定されているものを表わす。
- ・☐ は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいた事業を表す。

## 2 子どもの生活・学習支援

### (1) 子どもの学習支援の推進

#### 【現状と課題】

ひとり親家庭は、経済的な問題を理由に塾等へ通わせることができない家庭もあり、ひとり親家庭の子は他の世帯の子に比べ学校以外の学習の機会が少ないことがあります。また、子どもが、自身の進路を決める際に、家庭の経済状況を理由に進学をあきらめてしまうことがあります。

子どもの権利の観点から、個々の家庭環境によらず、学習の機会を与えることは重要であり、将来の貧困を防止することにもつながるものです。

このため、高等学校や大学等への進学や中退することなく卒業できるよう、教育費負担の軽減や学力向上のための学習支援の必要があります。

#### 【取組の方向性】

①ひとり親世帯向けの子どもの生活・学習支援事業については、生活困窮世帯向けの子どもの学習・生活支援事業や放課後子供教室などと連携することで、学習支援の場の拡充を図ります。

②高等教育の就学支援制度について、ひとり親家庭に情報がいきわたるよう周知するとともに、制度活用の推進を図ります。

### (2) 生活習慣・家庭教育支援の普及啓発

#### 【現状と課題】

ひとり親家庭の親は、日中の時間帯に仕事をしていることが多く、子どもと接する時間を十分に取れないことがあるため、子どもの生活習慣や家庭学習の習慣を身につけることが難しい場合があります。

また、子どもだけの時間が長いことは、親とのふれあいの減少や孤食につながり、精神的にも身体的にも子どもの健やかな成長を妨げる要因となります。

このようなひとり親家庭の子どもが抱える問題に対応するため、安心・安全な子どもの居場所づくりと併せ、様々な世代の人と関わりながら、多様な体験活動を通じて子どもの成長を促進する事業の推進を図るとともに、その重要性について、普及・啓発していく必要があります。

#### 【取組の方向性】

①放課後児童クラブ等による基本的な生活習慣の習得や、放課後子供教室等と一体的あるいは連携した様々な体験活動や学習支援を行うなど、子どもが楽しみながら、生活習慣、学習習慣を習得できるよう支援します。

②食事等の提供や様々な世代の人と交流する NPO 法人等が運営する「子ども食堂」と連携した事業の推進を図ります。



【施策推進の目標】

項目	対応する取組の方向性	平成30年度実績	数値等目標
子どもの生活・学習支援 事業実施市町村数 ＜児童家庭課＞	(1) ①	3市	10市
放課後児童クラブ数 ＜子育て支援課＞ 【参考指標】	(2) ①	1,229か所 (R1. 5. 1)	1,328か所
放課後子供教室がカバーする小学校の割合 ＜生涯学習課＞ 【参考指標】	(2) ①	39.7%	増加を目指します

### 3 就業支援

#### (1) 就労支援の推進

【現状と課題】

ひとり親世帯のなかで、約9割が既に就業していますが、特に働いている母子家庭の母については、約半数がパート・アルバイト等の不安定な雇用形態で働いています。

一方で、子どもが成長するにつれ、塾や学費などの教育に係る費用が増加することから、経済的に安定した就労収入を得られることが重要となってきます。

このため、ひとり親家庭が経済的に自立し、子どものライフステージの変化に合わせた就労ができるよう、個々の事情に応じた伴走型の切れ目のない相談支援体制を整備する必要があります。

【取組の方向性】

①妊娠期から子育て期にわたるまで切れ目のない支援を行う子育て世代包括支援センターとひとり親家庭の就労支援を行う関係機関が連携し、子どもと親の将来設計を考えた子育てと就業の両面を支援し、ひとり親家庭の経済的自立を促進します。

②就職や転職を希望しているひとり親家庭の親に対して、母子家庭就業・自立支援センターにおける就業支援を行うとともに、ハローワークやマザーズハローワーク（コーナー）との連携を強化し、就業支援体制の充実を図ります。

#### (2) 就職に有利かつ実践的な資格取得の推進

【現状と課題】

ひとり親家庭等は、経済的に困窮している場合が多く、就業、転職をする際の資格取得やスキルアップのための費用が負担できないこと、また、結婚、出産等により就業が中断していた場合や、高等学校を中退してしまったなどの理由により、より就労条件のよい職場への転職・就職が難しい場合があります。

このため、就職や転職を考えているひとり親には、就職等に有利な資格取得やスキルアップのための機会の提供、費用負担などの支援が必要です。

**【取組の方向性】**

①就職等に有利な資格取得のための講座や託児付きの講座を開催するとともに、ハローワーク等と連携し、ひとり親家庭のライフ・ワーク・バランスに配慮した就職支援を推進します。

②就職に向けて修学している期間の生活の安定を図るため、講習会の受講料や、生活費など、費用面での支援を推進します。

**(3) 個々のニーズや生活状況に応じた就業支援メニューの提供**

**【現状と課題】**

ひとり親家庭の中には、親の介護や発達に課題のある子を育てているなどの事情により、就業にあたり特別な配慮を要することがあります。

このようなひとり親家庭に対しては、福祉部門や保育部門などの複数の関係機関が連携することにより、就職から継続した就業に至るまでの継続的な支援が必要です。

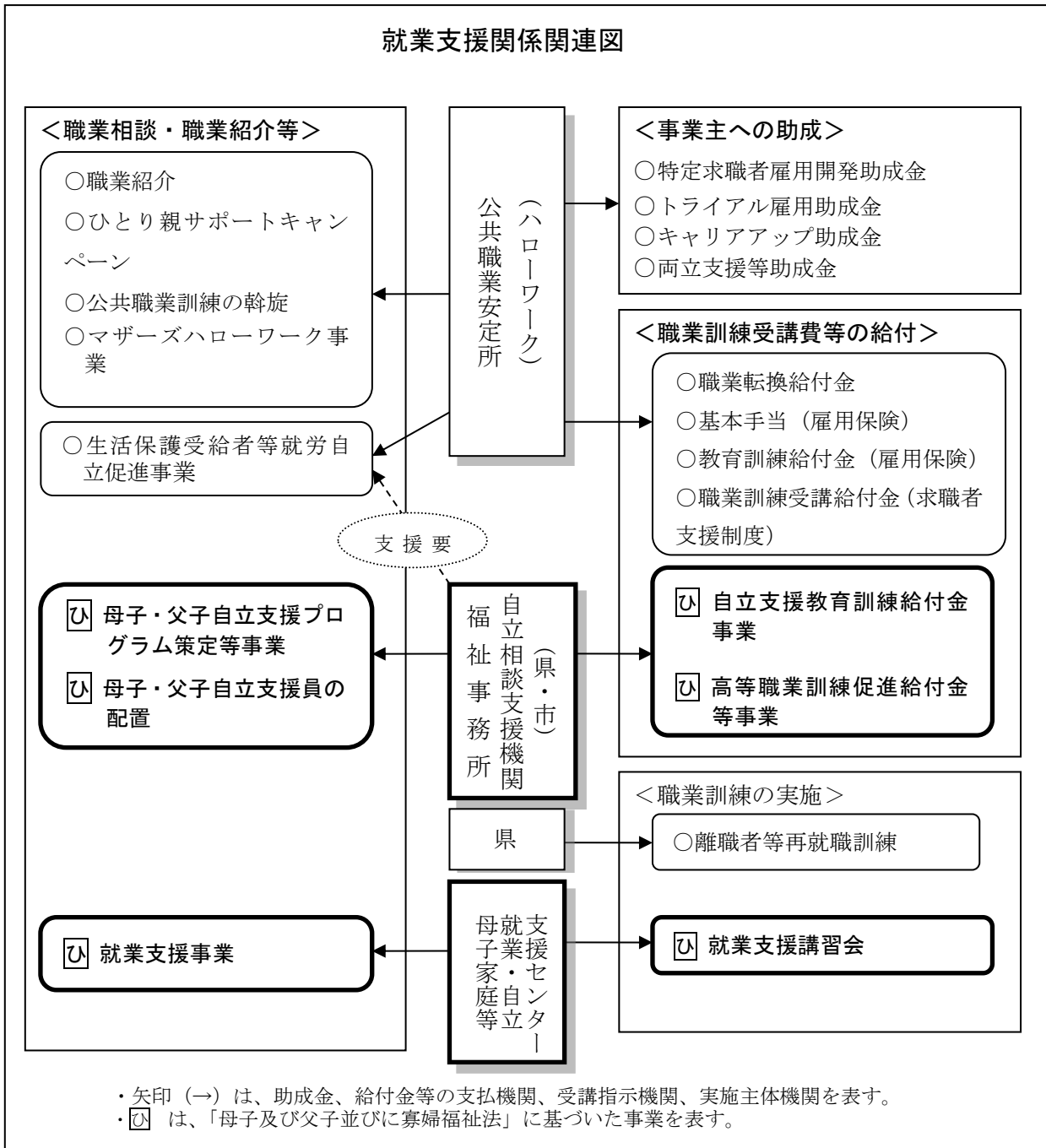
**【取組の方向性】**

○就業するために必要な配慮を把握するとともに、適切な支援を行うための関係機関の役割分担を明記した支援プログラムを作成し、就業の継続を支援します。

**【施策推進の目標】**

項目	対応する取組の方向性	平成30年度実績	数値等目標
自立支援教育訓練給付金受給者数 <児童家庭課>	(2) ②	86人	100人
高等職業訓練促進給付金受給者数 <児童家庭課>	(2) ②	191人	230人

## 就業支援関係関連図



- ・ 矢印 (→) は、助成金、給付金等の支払機関、受講指示機関、実施主体機関を表す。
- ・ ひ は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいた事業を表す。

## 4 養育費確保支援

### (1) 養育費確保のための相談支援の実施

#### 【現状と課題】

養育費は、離婚後の夫婦において、親の未成年の子に対する扶養義務に基づいて負担するものであり、法律によって支払う義務があります。

この支払義務は生活保持義務といわれ、子どもに、自分の生活を保持するのと同程度の生活を保持させる義務とされています。

これにより、養育費は離婚前に必ず取り決めを行い、また、確実に支払うべきものですが、離婚前に養育費の取り決めを行う者や当初の取り決めどおりに養育費の支払いをする者は少なく、ひとり親が経済的困窮に陥りがちな要因の一つとなっています。

そのため、離婚調停時に養育費の取り決めを行わなかった者や、取り決めどおりにももらえていない者について、相談支援が必要です。

#### 【取組の方向性】

①確実に養育費を確保するため、母子家庭等就業・自立支援センターによる離婚前相談や移動相談会を実施します。

②養育費の取り決めについては、法律に係る専門的な知識が必要なことから、弁護士による相談支援の充実を図ります。

### (2) 養育費取得の必要性の普及・啓発

#### 【現状と課題】

親は子を扶養する義務があることに加え、民法第766条では、面会交流や、養育に係る費用を分担する際に、子どもの利益を最も優先して考慮しなければならないと規定しています。

しかし、実際には、離婚した当事者同士が合意形成をする際、面会交流の実施や親権の確保等で衝突することにより、養育費を不請求とする合意や非常に低額での合意に結び付いてしまうなど、養育費の支払い自体が離婚を合意する際の取引材料となっている場合があります。

こうした合意形成のプロセスは、親から扶養を受けるのは子どもの権利であるという視点を欠如させる要因となってしまうため、経済的問題を解決するという側面と併せ、子どもの権利を確保していくためにも、正しい養育費の確保に関する知識を普及・啓発していく必要があります。

#### 【取組の方向性】

○市町村や関係団体と連携し、養育費の普及・啓発についての強化期間の創設や、子どもに関する他部門の事業と一体となって周知を図ることにより、県民に広く養育費の知識が行きわたるよう広報に努めます。

### (3) 面会交流支援の実施

#### 【現状と課題】

両親の離婚は、子どもにとって精神的に大きな負担となり、発達段階に応じて、身体的な不調や不安定な言動等の一時的な影響から、人格形成や対人関係の持ち方など将来的に重大な影響を及ぼすことがあります。

また、子どもがいきいきと生活し、身体的にも精神的にも健やかに成長し、一般社会で活躍し、幸せな家庭を築いていくためにも、離婚による精神的な負担を軽減することが重要です。

このため、複雑な事情を抱える子どもへの配慮と併せ、子どもの気持ちを最大限に尊重し、実施については専門家の意見も交えながら支援していくことが必要です。

#### 【取組の方向性】

①面会交流は、子どもが身体的にも精神的にも健やかに成長する上で重要なことから、実施の支援を推進するとともに、普及・啓発を行います。

②面会交流は子どもに大きな影響を与えることから、面会交流支援員が、子どもの気持ちを最大限配慮しながら支援を行い、適切な面会交流となるよう支援を実施します。

#### 【施策推進の目標】

項目	対応する取組の方向性	平成30年度実績	数値等目標
養育費確保支援に係る 移動相談会実施数 <児童家庭課>	(1) ①	6回	13回

## 5 経済的支援

### (1) 児童扶養手当制度等の給付金事業や減免制度等の確実な周知

#### 【現状と課題】

ひとり親家庭のうち、特に小さな子どもを持つ世帯の多くは、子育ての負担が大きいことから、短時間就労や自宅に近いことなど就労に条件を付けなければならないことがあり、パート・アルバイトなどの不安定な雇用形態で働いています。

このため、経済的に自立することが難しい世帯に対して、児童扶養手当等の給付金や、自治体ごとの公共料金などの減免制度を確実に受けられるよう様々な機会を活用し、制度の周知を図る必要があります。

#### 【取組の方向性】

○ホームページやパンフレットでの周知を図るとともに、健康福祉センターや市町村の窓口での案内が行われるよう働きかけます。

## (2) 福祉資金貸付制度の周知

### 【現状と課題】

ひとり親家庭は、経済的な余裕がない世帯が多いことから、子どもの進学や転居など、一時的に多額の費用が必要な際に、低利で利用できる貸し付けを行う必要があるため、母子父子寡婦福祉資金制度について、広く制度の周知を図るとともに適正な利用を促す必要があります。

### 【取組の方向性】

○母子父子寡婦福祉資金について、制度の周知を図るとともに、必要とされるひとり親家庭等に対して貸付けを行います。

## (3) ひとり親の医療費助成

### 【現状と課題】

ひとり親家庭は、就労による収入が低いことや、日々子育てと仕事に追われて忙しいことから、医療機関へ行かずに疾病が重症化することを防止するため、経済面や精神面での負担を軽減し、受診環境を整備する必要があります。

### 【取組の方向性】

○県内市町村が行っているひとり親家庭への医療費助成制度に対して、引き続き補助を行います。また、利用者の利便性を図るため、償還払い方式の助成から現物給付による助成へ制度を移行するとともに、自己負担額の軽減等の見直しを検討します。

## 6 支援体制の充実

### (1) 地域の支援団体と連携したひとり親家庭等の支援

#### 【現状と課題】

ひとり親が抱えている問題は、子育て、就業、親の介護など多岐にわたります。

このため、ひとり親が抱える特有の問題として捉えるのではなく、地域で生活するうえで困難を抱えている世帯の問題として、地域の福祉、保健、教育などの関係機関が連携し、地域全体で支援することが必要です。

#### 【取組の方向性】

①ひとり親家庭が抱える困難に対応するため、地域の福祉、保健、教育行政などが重層的に連携し、情報の共有を図ります。

②地域の関係機関が一堂に会し、ひとり親家庭の抱える課題を共有し、解決に向けた支援策を検討するための「協議の場」の設置を目指します。

③ひとり親家庭の生活に関する悩みを解消するため、相談、家計管理・育児等に関する専門家による講習会の実施、ひとり親家庭同士の交流を図ることなどを目的とした事業の実施を推進します。【再掲】

## (2) ひとり親家庭等に寄り添う切れ目のない相談体制の充実

### 【現状と課題】

ひとり親家庭の支援に当たっては、子どもの成長や親の高齢化などの生活環境の変化に伴い、適宜、必要に応じた支援を行わなければならない場合がありますが、生計の維持と子育てに忙しいひとり親は自ら支援情報を得ることや、支援を受ける手続きを行う余裕がないことがあります。

このため、母子・父子自立支援員が中心となり民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携して、ひとり親家庭に寄り添った支援体制を整備する必要があります。

### 【取組の方向性】

①子育て世代包括支援センターや中核地域生活支援センター等を相談窓口として活用し、必要な支援につなげるよう相談支援体制の整備を図ります。

②ひとり親家庭の生活環境の変化に応じて必要な支援につなげられるよう、母子・父子自立支援員が中心となり、民生委員・児童委員、主任児童委員等と連携して、個々のひとり親の状況に応じて支援を届けられるよう伴走型の切れ目のない相談支援体制の整備を図ります。

③ひとり親家庭が抱えている問題を的確にとらえ、必要な支援機関につなげられるよう、相談・支援に携わる人材を対象に、各支援施策に関する研修会を行い、人材育成に重点を置き、より専門性の高い相談支援体制の整備を図ります。

## (3) ひとり親家庭等向けの各支援施策の普及・啓発

### 【現状と課題】

ひとり親家庭の親は、子育てや仕事が忙しく、地域社会とのつながりが希薄なことから、必要な支援策の情報を入手することが難しいことがあります。

このため、ひとり親家庭の親に対して、必要な支援策の情報を積極的に伝える必要があります。

### 【取組の方向性】

①市町村におけるホームページ、チラシ・パンフレット等による普及啓発活動を推進し、未実施の県内市町村については、普及啓発活動の働きかけを行います。

②市町村の関係課の連携を密にし、ひとり親家庭の情報を共有するとともに、各種手続き等の窓口において、ひとり親家庭への支援情報を提供できるよう働きかけます。

## (4) 関係機関等と連携した特別な支援を要するひとり親家庭への支援

### 【現状と課題】

ひとり親家庭の中には、子育てと親の介護を同時に行わなければならないなど、非常に重い負担を抱えている世帯があり、特別な配慮を要することがあります。

このため、市町村などの身近な支援機関が課題を把握し、障害福祉、高齢者福祉などの部署と連携し、必要な支援につなげていく必要があります。

【取組の方向性】

- ①市町村のひとり親家庭部署が中心となり、障害福祉や高齢者福祉等の部署と情報共有し、複合的な支援体制を整備するよう働きかけます。
- ②複数の支援を必要とする世帯のために、多職種のアウトリーチ（訪問支援）による継続的な支援の拡充に努めます。

【施策推進の目標】

項 目	対応する取組の方向性	平成30年度実績	数値等目標
ひとり親支援施策に関する協議の場の設置数 ＜児童家庭課＞	(1) ②	実績なし	モデル事業のための地域指定
子育て世代包括支援センター設置市町村数 ＜児童家庭課＞	(2) ①	29市町村	全市町村



## 第5章 計画の推進に向けて

### 1 関係機関等の役割

#### (1) 国の役割

国は、ひとり親家庭等に係る施策や制度の企画・立案を行います。

また、効果的な施策の展開のための調査・研究を行ったり、施策の普及・啓発及び関係者の研修等を行います。

さらに、都道府県や市等の先進的な施策や取組みについて情報提供も行います。

#### (2) 県の役割

本計画に基づき、総合的に施策を展開するとともに、市町村が実施主体となる各種施策の実施状況について県内で不均衡が生ずることのないよう、未実施の市町村へ事業実施を働きかけていくとともに、情報提供等の支援を行います。

また、町村部においては福祉事務所として、地域の実情に応じた施策を実施します。

国に対しては、必要な法整備、財源措置等を提言・要望していきます。

#### (3) 市町村の役割

ひとり親家庭等のニーズが充足されるよう各種支援策に積極的に取り組むことが期待されます。

また、最も身近な行政機関として、情報提供をはじめ支援につなげる窓口としての役割も求められます。

市においては、児童扶養手当の支給と自立支援を一体的に行うことが求められます。一方、町村においては県と連携した自立支援を行うことが求められます。

#### (4) 関係団体等の役割

ひとり親福祉団体である一般財団法人千葉県母子寡婦福祉連合会をはじめ、社会福祉法人千葉県社会福祉協議会、公益財団法人千葉県民生委員児童委員協議会、千葉県児童福祉施設協議会等の各種福祉団体や関係NPO法人については、行政と連携を図りつつ、その専門性や機動力等を活用した支援を行うことが期待されます。

### 2 進ちよく状況の把握と計画の修正

計画の着実な推進を図るため、数値目標等の進ちよく状況を毎年度把握し、社会福祉審議会母子・里親部会への報告、取組についての評価を行った上で、ホームページ等で公表します。それにより、施策等に変更の必要性が生じた際には本計画の内容を修正します。

また、施策の推進に当たっては、今般発生した新型コロナウイルスの感染拡大による生活への影響についても配慮します。

